

占用の場所(その2)

道路局路政課道路利用調整室

(前回の続きから)

渡邊課長

このような規制は、交差点や接続点が特に交通事故を招きやすい場所であるから、運転手に無用な心理的影響を及ぼし、運転手の視線を誘導する可能性がある施設を設けるべきではないという考え方に基づいているんだよ。また、信号機や道路標識の視認性を妨げる可能性があり、交通安全上も問題があるね。

そもそも、道路の占用は、道路の敷地外に余剰がなくやむを得ない場合であって、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない物件である限りにおいて、許可される性質のものだから、今回の広告塔は、これらの要件を満たしていないものと考えらるんだらうね。

坂上係員

(また、課長に言われちゃった。)課長、ありがとうございます。分かりましたかな、大野君。

大野係員

よく分かりました。やはり、課長に説明していただくとうまく理解できますね。

渡邊課長

たまには私の出番もないとね。

坂上係員

ふんっ！ どうせ私は説明が、へ・タ・です・よ。

大野係員

そんなあ、ふてくされないでくださいよ。坂上さんの指導があつて、今の僕があるんですから。感謝しています。

坂上係員

そうそう、そうよね。感謝してもらわなくっちゃ。そもそも、就職した頃の大野君は……。

大野係員

(やばい、始まってしまふ。話をそらさなきゃ。)坂上さん、実はもう一つ案件があるんですが。

坂上係員

これからおもしろい話をするところだったのに。つまらないわね、もう。それでもう一つの案件というのは何？

大野係員

ちよつと細くなりますけど。この間、ある上空通路に関係する相談を受けたところなんです。

相談者はデパートの経営者でして、ちよつと道路(注 指定区間内国道である。)を挟んでデパートの本館と新館があるので、これを上空通路で連結したいと言っています。上空通路ができれば、デパート利用者による道路の横断を減らすことができ、通路下の道路交通の円滑化に寄与できると言っています。

坂上係員

この通路の概要は？

大野係員

ちよつと待つてください。えー、この通路の最下部から歩道路面からまでの距離は六mあります。設置を希望している場所は、交差点のすぐそばで、高さ四・五mの信号機が設置されていますね。

通路には、消防法や建築基準法等道路占用以外の観点からの基準は満たしていて、通常備えられる安全性及び耐久性が認められるようです。

す。そうそう、外壁の色は白です。

坂上係員

概要は分かったわ。それでは、占用許可基準との適合性について確認しながら、検討してみましよう。大野君の考えを聞かせて。

大野係員

上空通路の占用許可基準としては、道路法第三三条第一項の規定による許可基準のほかに具体的な基準を定めた通達があります（「道路の上空に設ける通路の取扱い等について」（昭和三二年七月一日付け建設省発住第三七号、国消発第八六〇号、警察庁乙備発第一四号建設事務次官、国家消防本部長、警察庁次長通達）から、道路の占用を許可するためには、これらの基準との適合性を確認することが必要であると考えています。

坂上係員

そのとおりね。続けて。

大野係員

道路法第三三条第一項の規定による許可基準との適合性について検討してみますと、物件該当性については、道路法第三二条第一項第五号に規定する「通路」に該当しますね。

無余地性については、本通路が、道路の両側にある同一目的の施設を上空通路で連結することによって目的を達成する施設であるから、道

路上に設置することはやむを得ないと思いません。

坂上係員

その調子、その調子。

大野係員

（調子が出てきたぞ。）次に道路法施行令や上空通路の通達による許可基準との適合性について検討してみます。

占用物件の構造については、道路法施行令第一四条第一項第一号の適用があり、「倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること」とされていますから、この通路は、通常備えるべき安全性及び耐久性が認められるとのことですので、問題は無いです。すね。

坂上係員

構造に問題はないのかもしれないけど、通路を設置した後でも、この通路の維持管理がいつも適切に行われる必要があるから、許可条件にそのような内容を明示しておく必要があることを忘れないでね。

大野係員

あつ、そうか。分かりました、坂上さん。忘れないようにします（メモしなきゃ）。次、続けていいですか？

坂上係員

どんどん行きましよう。

（この項つづく）